

防災ラジオ に関するQ & A

質問		回答
Q1	申請書を紛失または汚損した場合は、どこでもらえますか。	<p>以下の窓口で配布しています。また、パソコン及びインターネットのご利用環境のある方は、申請書をホームページでダウンロードできますので、ご利用ください。</p> <p>【配布窓口】 新宿区役所（本庁舎2階）地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課 新宿区役所（本庁舎4階）危機管理課 新宿区役所（第二分庁舎分館）健康政策課、保健予防課 新宿区役所（第二分庁舎分館分室）健康づくり課 区立防災センター、各特別出張所、各保健センター、障害者福祉センター、各高齢者総合相談センター</p> <p>【ホームページ】 新宿区ホーム>防災・防犯>防災>緊急・災害時の情報伝達、救援支援>災害時要援護者に防災ラジオを無償で貸与します</p>
Q2	申請書を提出や防災ラジオの受け取りのために窓口へ出向くことが難しいのですが。	<p>名簿登録者ご本人の対応が難しいようであれば、代理人の方による申請や受け取りが可能です。</p> <p>その他特別な事情がありましたら、危機管理課へご相談ください。</p>
Q3	申請時の代理人は町会・自治会の関係者でもよいのでしょうか。	<p>代理人として親族以外に、町会・自治会の方や民生委員・児童委員の方など災害時要援護者を支援する方を想定しています。（その他、訪問介護等の事業者や成年後見人など）</p>
Q4	夫婦で災害時要援護者名簿に登録しているのですが、どちらもラジオをもらえるのですか。	<p>防災ラジオは1世帯につき、1台のお渡しになります。</p> <p>世帯の代表者1名が申請してください。</p>
Q5	二世帯住宅や同一敷地に二軒住まいでも、1世帯とみなされますか？	<p>二世帯住宅等で実態が確認できる場合は、別世帯として取り扱います。</p>
Q6	標準型と文字表示機能付きをそれぞれ申請できますか。	<p>標準型か文字表示機能付きのいずれか1台を申請してください。</p>
Q7	文字表示機能付きが貸与される対象者を教えてください。	<p>聴覚障害者の方または音声の聴取が困難な方が対象となります。</p> <p>文字表示機能付きをご希望の場合は、文字表示機能付きを希望する理由を申請書に記入していただく必要がありますので、お申し込みの際は書き忘れのないようご注意ください。</p>
Q8	文字表示機能付きを希望したいのですが、理由をどのように記入したらよいのでしょうか。	<p>文字表示機能付きを希望される理由として、ご自身の現状をご記入ください。</p> <p>（例）聴覚障害3級、日常的に補聴器を使用しており聴力に不安を感じている等</p>
Q9	文字表示機能付きの貸与条件である「音声の聴取が困難な方」とはどのくらいの程度を指すのでしょうか。	<p>本人の申し出によるため、耳が遠いという方でも貸与は可とします。</p> <p>必要に応じて、本人の状況について区がヒアリング等を行うこともあります。</p>

Q10	どうして登録者全員ではなく希望者だけに貸与するのですか。	災害時要援護者名簿に登録している方の中でも、災害に関する情報を様々な手段により取得する事ができるため、防災ラジオを不要であると判断される可能性があることから、希望者の方を対象としています。
Q11	標準型と文字表示機能付きの違いを教えてください。	標準型・文字表示機能付きのいずれも合成音声で放送が流れますが、文字表示機能付きでは合成音声の内容が文字で表示されます。
Q12	防災ラジオの特徴を教えてください。	建物浸透性の高い無線電波（280MHz帯）を利用したラジオ型の受信機です。屋内でも安定して電波を受信し、災害発生時等に区が発信する緊急放送を自動で流します。普段はラジオ機器としてFM放送を視聴いただけます。また、持ち運びもできるため、避難所等でも区の緊急放送やラジオ放送を聴取できます。
Q13	防災ラジオではどのような情報を受信できますか。	防災ラジオでは、以下のとおり緊急性の高い情報を放送します。 ①避難に関する情報（気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、緊急安全確保、避難指示等）②国から送られてくる緊急情報（緊急地震速報、ミサイル攻撃などの国民保護情報）③その他区民への周知が必要な緊急情報など
Q14	防災ラジオの電源を教えてください。	ACアダプター（AC100Vのコンセント）及び単三アルカリ乾電池3本を使用します。普段はACアダプターを使用し、コンセントから電源を得ていただくことを推奨しますが、停電となっても情報を受信できる状態を維持するため、必ず電池も入れて使用をしてください。
Q15	防災ラジオの貸与期間を教えてください。	貸与期間は設けません。この防災ラジオを必要とされる期間お貸し出しします。ただし、区外への転出や防災ラジオが不要になった際には区にご返却いただきます。
Q16	防災ラジオが壊れたときの対応を教えてください。	防災ラジオが故障した場合は区が交換します。ただし、故意又は過失による防災ラジオの破損や故障については、修理費等を自己負担いただきます。
Q17	防災ラジオの設置場所は災害時要援護者名簿登録者の自宅以外でもよいのでしょうか。	防災ラジオの設置場所は新宿区内であれば、災害時要援護者名簿登録者の自宅以外の場所でも問題ありません。ただし、防災ラジオに予め登録する地区グループは、申請者本人（名簿登録者本人）の住所を基に設定します。
Q18	防災ラジオに予め登録する地区グループとはどういう意味ですか？	防災ラジオでは、地区を限定して情報配信を行う場合があるため、防災ラジオにどの地区の情報を送るかを予め登録します。（各特別出張所ごとの区域）
Q19	申請者本人（名簿登録者本人）が区内で転居する場合、ラジオに登録されている地区グループは変更できますか。	区の危機管理課で、グループ情報の書き換えを行います。詳しくはお問い合わせください。
Q20	防災区民組織が保有している「防災ラジオ（60MHz帯）」との大きな違いを教えてください。	今回貸与する防災ラジオ（280MHz帯）は、配信局から送信した文字情報を合成音声に変換し出力します。60MHz帯とは異なる周波数帯のため、肉声ではなく、合成音声での放送になりますが、放送の途中で雑音が入らないため音が明瞭に聞こえます。